

資料 2

指定管理者と市との役割分担表

項目	市	指定管理者
①施設（建物、構築物、機械設置等）の保守点検		○
②施設の維持管理（植栽管理、清掃等含む。）		○
③安全衛生管理		○
④業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報の漏えい等による利用者等に対する対応		○
⑤事故、火災による施設損傷の回復 ※1	○	△ （自己の責めに帰すべき事由による場合）
⑥施設利用者の被災に対する責任 ※2	○	△ （現場での対応による）
⑦施設の火災保険の加入	○	
⑧賠償責任（指定管理者に管理瑕疵がある場合）		○
⑨包括的な責任	○	○

※ その他の指定管理者の役割

- 1 指定管理者は、善良な管理者として細心の注意を払い、本施設を常に良好な状態に管理する義務を負います。
- 2 指定管理者は、施設利用者の被災に対し、現場で迅速に対応する責任を有し、施設又は施設利用者が被災した場合は、迅速かつ適切に対応し、直ちに市長に報告をしなければなりません。